

4月安協だより



発行所 盛岡交通安全協会
 〒020-0885
 盛岡市紺屋町2-9
 TEL: 019-624-064
 FAX: 019-624-0674



春の全国交通安全運動

歩行者の横断指導

1 実施期間

4/6 (月) ~ 4/15 (水)

2 運動の目的

春の全国交通安全運動は、県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ交通事故防止の徹底を図っていくことを目的に実施されます。

3 推進重点

- ① 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車・特定小型原動機付き自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

4 スローガン

「おまじない 自分を守る
 みぎひだり」



3/11、盛岡市西見前ジョイス見前店前の国道4号線交差点において交通指導を実施しました。参加者は「横断歩道は歩行者優先」等ののぼり旗を掲げ通行中のドライバーに横断しようとする人や横断中の人がいる場合は必ず停止することを指導しました。また、横断者には「止まる」「見る」「待つ」の三原則と「手を上げる」などの合図をして横断する意思を運転者に伝え意思の疎通を図るハンド・コミュニケーションについて指導しました。



児童に安全な道路横断を指導する参加者の皆さん

ハンド・コミュニケーションの推進

歩行者は、「手を上げる」などの合図をし、横断する意思を運転者に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付ける。歩行者は道路を横断する前に、必ず

- 止まりましょう
- 左右をよく見ましょう
- 車が近くに来ている時は、車が通り過ぎるまで待ちましょう。

運転者は、一時停止した後、手を差し出す等、横断を促す合図をしましょう。

市立高校で自転車指導

3/2、盛岡市立高校正門付近において自転車通学の学生を対象とした交通指導を実施いたしました。活動には、盛岡市役所職員や盛岡市交通指導員等が参加、自転車利用者に4月から実施される自転車反則金制度について説

明し、交通ルールの遵守とヘルメットの着用について指導しました。



自転車通学の学生に安全指導する交通指導員

盛岡で交通死亡事故連続発生

本年2月19日、国道4号線三本柳地内で国道4号線北進中の乗用車が対向車線にはみ出し、南進中の車両と衝突する事故が発生、翌日は肴町の市道で横断歩道を横断していた女性が車両に跳ねられ亡くなる事故が連続して発生しました。3/16には、盛岡市川又の市道で道路を横断していた男性が軽乗用車に跳ねられ亡くなる事故が発生し盛岡東署管内では3件の交通死亡事故が発生しております。このうち、2件は、薄暮時間帯における道路横断中の事故でした。車両は、横断歩道に近づく時は、手前で減速し、歩行者の存在を「チェック」しましょう。歩行者がいる時は必ず「ストップ」しましょう。歩行者も交通事故に遭わないために「止まる・見る・待つ」の安全行動を徹底し、自分の身は自分で守る気持ちを持ちましょう。

※ 記載内容は一般的な注意事項です。



肴町市道で交通安全団体が参加した現場点検の状況

春の全国交通安全運動活動予定

日	啓発活動	実施場所
3	ワッペン贈呈	盛岡東
6	のぼり旗啓発活動	松園
	のぼり旗啓発活動	乙部
	出発式	盛岡西
	開始式	県庁
9	のぼり旗啓発活動	青山
	出発式	盛南
8	自転車指導	明治橋袂
	のぼり旗啓発活動 横断指導	滝沢菓子本町通り
9	運転手さん止まって	北山
10	交通事故ゼロ活動	盛岡東
	交通事故ゼロ活動	乙部
11	テント作戦	見前
14	優良運転表彰式	中央公民館
17	反射材配布活動	マルイチ本宮

県内の交通死亡事故発生状況 3月22日現在

3/16(月)	盛岡市	① 軽乗用車	①が左から右に横断して
晴 夜間	川又	男性 56歳	いた②に衝突。
PM5時47分	市道	② 歩行者 58歳	(②男性死亡) 県内10人目

買い物客に反射材配布

3/17、ジョイス見前店において買い物客を対象に反射材を配布いたしました。活動には、盛岡東警察署員、盛岡市役所安全担当者や地域安全活動推進員等12名が参加、買い物客に反射材の効果を説明しながら星形や肉球型の反射材を配布いたしました。また、希望により履き物に反射テープを貼付しました。反射材を買い物バックに取り付けた主婦は「夜間の外出は、ピッカピカにして自分を目立たせるようにします」と話しておりました。



反射材の効果を説明し履き物に反射テープを貼付

ワンポイント・アドバイス

ドライバーは歩行者保護

横断歩道通過時の、歩行者の確認（チェック）と歩行者を渡らせること（ストップ）はもちろん、横断歩道以外の場所でも歩行者の存在を予測して安全確認を徹底しましょう。

スピードを抑えましょう

速度は、事故回避と被害軽減に大きく影響を与えます。普段からスピード抑制を心掛け、夕暮れから夜間はさらにスピードを抑えることを意識し安全に配慮しましょう。

ハイビームを活用しましょう!

ロービームとハイビームの照射範囲は、倍以上の違いがあります。ライトの切り替えを小まめに行い、歩行者の見落としや発見の遅れを防ぎましょう。

前照灯の照射距離は、ロービームが約40m、ハイビームが約100mと倍以上の違いがあり、さらに、ロービームは光の中心が左側に偏ることで、右側に光が届かない部分が多く生じます。小まめにライトの切り替えを行い、歩行者の見落としや発見の遅れを防ぎましょう。また、交通量に関わらず、夕暮れから夜間は特にスピードを抑えた運転を心掛けましょう。

自転車の交通違反に反則金制度

今月から自転車の交通違反にも交通反則通告制度が適用されることになります。反則制度は16歳以上の人が対象となります。

対象となる違反行為は76種類

青切符の対象となる違反行為（反則行為）は信号無視や通行区分違反（右側通行など）、指定場所一時不停止等75種類で、実際には、以下のような悪質・危険な行為が取締り対象となり、青切符が交付されます。

- ◇「携帯電話使用等（保持）」や「遮断踏切立入り」、「自転車制動装置不良」等、重大な事故につながるおそれが高い違反をした時
- ◇違反により、歩行者を立ち止まらせたり、他車の急ブレーキや急な進路変更といった回避措置を引き起こしたりしたとき
- ◇違反を同時に2つ以上行い、事故の危険が高まっているとき
- ◇違反であることについて指導警告されているのに、あえて違反を行ったとき
- ▶飲酒運転等には赤切符が交付…
- ★飲酒運転（酒酔い、酒気帯び）や妨害運転、スマートフォンの使用で交通の危険を生じさせた場合等20数種類の特に悪質・危険な違反行為（非反則行為）には、刑事手続きに入る交通切符（赤切符）が交付されます。

自転車の主な反則行為と反則金

反則行為	反則金
携帯電話使用等（保持）	12,000
遮断踏切立入り	7,000
信号無視（赤色等） 通行区分違反 踏切不停止等 交差点安全進行義務違反 横断歩行者等妨害等 安全運転義務違反	6,000
信号無視（点滅） 通行禁止違反 歩行者側方安全通過義務 急ブレーキ禁止違反 指定場所一時不停止等 幼児等通行妨害 被側方通過車義務違反 通行帯違反 道路外出右左折合図車妨害 進路変更禁止違反 乗合自動車発進妨害 割込み等 交差点右左折等合図車妨害 交差点等進入禁止違反 無灯火	5,000

軽車両整備不良 自転車制動装置不良 泥はね運転 公安委員会遵守事項違反	5,000
歩道徐行等義務違反 路側帯進行方法違反 並進禁止違反 道路外出右左折方法違反 交差点右左折方法違反 軽車両乗車積載制限違反 自転車道通行義務違反 警音器使用制限違反	3,000

歩道通行のルールを再確認しましょう!

①「歩道通行可」の標識・標示がある場合や、車道通行が危険な場合などは、歩道を通行できる

★ 自転車は車道通行が原則ですが、以下の場合は歩道を通行することができます。

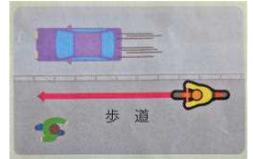


- ① 「歩道通行可」を示す標識や道路標示がある場合
- ② 13歳未満の子どもや70歳以上の人、体の不自由な人が運転する場合
- ③ 車道で道路工事をしている、車道の幅が狭く車が多いなど、車道通行が危険な場合

②歩道では車道寄りを徐行し、歩行者を優先

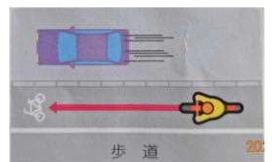
★ 歩道では、以下のことを守らなければなりません。

①歩道の中央から車道寄りの部分を走行しなければなりません。



通行指定部分なし

②自転車が通行する部分が道路標示で示されているときは、その部分（通行指定部分）を通行する



通行指定部分あり

③すぐに止まれるような速度で進行（徐行）し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならなくなったりするようなときは一時停止する。

◇ 交通反則通告制度（反則金制度）とは… 比較的軽微な交通違反に交通反則切符（青切符）を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外
- 2 交差点では信号と一時停止を守る
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転禁止
- 5 ヘルメットを着用

